第２編

令和７年７月20日執行

第27回参議院議員通常選挙

1　選挙の概要

第 27 回参議院議員通常選挙は、参議院議員の半数の任期が令和７年７月 28 日に満了することに伴い執行された。

選挙期日等の日程は、令和７年１月 24 日に召集された第 217 回通常国会（会期 150 日間）会期後の６月 24 日に開催された閣議において決定され、公示日は７月３日（木)、選挙期日は７月 20 日（日）となったが、翌 21 日は国民の祝日（海の日）であり、三連休の中日に執行される初の国政選挙（補欠選挙を除く）となった。

初の三連休中の選挙であったことから、報道等では投票率の低下が危惧されていたが、今回の投票率は全国平均で選挙区・比例代表共に 58.51%となり、前回の第 26 回参議院議員通常選挙に比べ、選挙区で 6.46 ポイント、比例代表で 6.47 ポイント上回った。また、札幌市においても選挙区が 60.84%、比例代表が 60.82%となり、対前回比選挙区で 6.61 ポイント、比例代表で 6.60 ポイントの増となった。なお、北海道の選挙区の平均投票率は 59.69%、比例代表の平均投票率は 59.68%であり、札幌市はこれを選挙区で 1.15 ポイント、比例代表で 1.14 ポイント上回った。

また、期日前投票者数は、全国では前回と比べて 33.49%増の 2,618 万 2,089 人であり、本市においても前回（26 万 8,634 人）から 34.65%増加し、36 万 1,720 人と、今回の全投票者数 103 万 1,002 人のうち、１／３を超える方がこの制度を利用した。

次に、当選の状況であるが、北海道選挙区は３議席に対し、自由民主党から２人、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、参政党、日本保守党、チームみらい、日本改革党、ＮＨＫ党から各１人の計 12 候補が立候補し、選挙の結果、自由民主党（２人）及び立憲民主党（１人）の候補者が当選を果たした。

また、比例代表選挙では、非拘束式名簿となってから今回が９回目の選挙となり、50 の改選議席をめぐり 16 の政党等から名簿が届出（名簿登載者は前回の 178 人から６人減の 172 人（特定枠候補者含む)）され、議席を獲得したのは自由民主党（12 人)、立憲民主党（７人)、国民民主党（７人)、参政党（７人)、公明党（４人)、日本維新の会(４人)、れいわ新選組（３人)、日本共産党（２人)、日本保守党(２人)、社会民主党（１人)、チームみらい（１人）の 11 政党等であった。

以下は、この参議院議員通常選挙の概要である。

(1) 選挙の期日

ア　公示日　　令和７年７月３日（木）

イ　選挙期日　　令和７年７月 20 日（日）

(2) 選挙人名簿の登録

ア　選挙時登録

公職選挙法第 22 条第３項の規定により次のように定められた。

(ｱ)　登録基準日　　令和７年７月２日（水）

(ｲ)　登録日　　令和７年７月２日（水）

上記の登録により、札幌市の選挙人名簿登録者数は 1,698,473 人となり、全道計(4,379,709 人)の 38.78％（前回 37.77％）を占めることとなった。

〈選挙人名簿登録者数比較〉

登録時 / 区分	今回 (令和７年７月２日現在)	前回参議 (令和４年６月 21 日現在)	直近の定時登録 (令和７年６月２日現在)
登録者数	(A) 1,698,473 人	(B) 1,690,176 人	(C) 1,686,538 人
対比	―――	(A)－(B) 8,297 人	(A)－(C) 11,935 人

(3) 在外選挙人名簿の登録

登録は随時行う。ただし、公職選挙法第 30 条の６第３項の規定により、令和７年７月３日（公示日）から７月 20 日（投票日）までは登録しない。

(4) 在外選挙人名簿登録者数（令和７年７月２日現在）

男　301 人　　女　519 人　　計　820 人（全道 2,482 人）

(5) 候補者数

選挙区（定数 74）の候補者数は 350 人（前回 367 人）で、競争率は 4.73 倍（前回 4.96 倍）であった。なお、北海道選挙区（定数３）では、候補者数は 12 人（前回同数）で競争率は 4.00 倍（前回同倍）であった。

また、比例代表（定数 50）では、16 の政党等から名簿の届出がなされ、前回（15 政党等）と比べ１増となり、その届出名簿に登載された候補者数は 172 人で、前回（178 人）に比べ６人の減となり、議席を獲得したのは 11 政党等（前回 10 政党等）であった。

名簿登載者が最も多かった政党等は、自由民主党の 31 人であった。

なお、第 26 回参議院議員通常選挙にて選出された東京都選挙区選出議員に欠員が１人生じたことから、同選挙区は合併選挙として執行され、同選挙区で７番

目に得票が多かったものが補欠選挙枠として、残任期間（３年）の任期で選出されている。（補欠数を含めると選挙区の選出数は 75 名）

(6) 投　票

ア　投票所

全市総数は 312 箇所で、前回より１箇所増加した。

選挙時登録日（７月２日）現在における選挙人名簿登録者数の最大は豊平区第 11 投票区（美園小学校）の 10,408 人、最小は東区第 26 投票区（義務教育学校福移学園）の 48 人であった。

イ　投票の状況

投票は７月 20 日（日）午前７時に開始され、午後８時に終了した。

全市の投票所の事務従事者は 3,960 人で、前回の 4,241 人より 281 人の減となった。

投票は、選挙区、比例代表の順で行い、投票用紙は、合成紙（ＢＰコート 110（点字の投票用紙は色上質紙特厚口））を使用し、選挙区がクリーム色（薄い黄色）の紙に黒色インク刷、比例代表が白色の紙に赤色インク刷であった。

投票日当日の札幌市の天候は、気象庁の気象データでは、午後１時までは曇一時雨、午後１時以降は曇であり、最高気温は 30.6℃、最低気温は 23.7℃であった。

選挙区の投票率の札幌市平均は 60.84％（前回 54.23％）であった。また、全道平均は 59.69％（前回 53.98％）、全国平均は 58.51％（前回 52.05％）であった。比例代表の投票率の札幌市平均は 60.82％（前回 54.22％）、全道平均は 59.68％（前回 53.97％）、全国平均は 58.51％（前回 52.04％）であった。

投票の確定時刻は数値の訂正を行ったことにより、午前２時 16 分（前回午後 10 時 45 分）となった。

(7) 開　票

ア　開票の状況

開票は７月 20 日（日）午後９時から各区一斉に行われ、翌７月 21 日午前４時 26 分にすべてが確定した。

なお、従事者の３割削減を目的に令和３年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙から投票読取分類機を本格導入しており、今回の選挙においても選挙区、比例代表の分類作業に活用している。

＜開票確定時刻＞

選挙時 ＼ 選挙種別	今　回 （令和７年７月 20 日執行）	前　回 （令和４年７月 10 日執行）
選　挙　区	７月 21 日　午前３時 33 分 （６時間 33 分）	７月 11 日　午前２時 46 分 （５時間 46 分）
比　例　代　表	７月 21 日　午前４時 26 分 （７時間 26 分）	７月 11 日　午前４時 45 分 （７時間 45 分）

※　（　）内は、開票開始から終了までの所要時間

イ　無効投票

無効投票数は次表のとおりであり、無効投票に占める白票の割合は選挙区 48.92％（前回 56.09％）、比例代表 42.83％（前回 37.62％）であった。

＜無効投票数＞

選挙時 ＼ 選挙種別	今　回 （令和７年７月 20 日執行）	前　回 （令和４年７月 10 日執行）
選挙区（札幌市計）	21,309 票(2.07％)	24,077 票(2.63％)
比例代表（札幌市計）	20,366 票(1.98％)	25,315 票(2.77％)

※　（　）内は、投票総数に占める無効投票の割合

(8) 選挙結果

ア　北海道選挙区（定数３人）

＜選挙区候補者別得票数＞

候補者名＼得票数		札幌市計	北海道計
当　高橋　はるみ	［自由民主党］	177,194 票 (17.55%)	546,118 票 (21.51%)
当　勝部　けんじ	［立憲民主党］	190,980 票 (18.91%)	501,081 票 (19.73%)
当　岩本　剛人	［自由民主党］	123,912 票 (12.27%)	333,558 票 (13.14%)
田中　よしひと	［参政党］	144,547 票 (14.32%)	325,070 票 (12.80%)
鈴木　まさき	［国民民主党］	149,615 票 (14.82%)	324,272 票 (12.77%)
宮内　しおり	［日本共産党］	64,906 票 (6.43%)	147,880 票 (5.82%)
のむらパターソン 和孝	［れいわ新選組］	52,344 票 (5.18%)	139,301 票 (5.49%)
小野寺　まさる	［日本保守党］	50,620 票 (5.01%)	112,076 票 (4.41%)
オカダ　美輪子	［日本維新の会］	28,729 票 (2.84%)	56,253 票 (2.22%)
稲原　むねよし	［チームみらい］	18,416 票 (1.82%)	33,038 票 (1.30%)
後藤　朋子	［ＮＨＫ党］	5,717 票 (0.57%)	13,144 票 (0.52%)
高杉　やすじ	［日本改革党］	2,696 票 (0.27%)	7,420 票 (0.29%)

※　（　）内の得票率は、小数点第３位を四捨五入

イ　当選人の状況（全国）

選挙区においては、自由民主党が 27 人の当選人を得、次に立憲民主党が 14 人（他に合併選挙分１人）、国民民主党が 10 人、参政党が７人の当選人を得た。比例代表では、自由民主党が 12 人、立憲民主党、国民民主党、参政党が７人の当選人を得た。

当選人の男女別では、男性 83 人（前回 90 人）、女性 41 人（他に合併選挙分 1 人。前回 34 人）となり、前回より女性の当選人が７人増加した。

また、当選人の新旧交替の状況については、新人が 62 人当選したのに対し、現議員は 58 人（他に合併選挙分 1 人）、元議員が４人当選し、改選議員の約52%が交替した。

＜党派別当選者数＞

区分 / 党派名	選挙区				比例代表				計			
	新	現	元	計	新	現	元	計	新	現	元	計
自由民主党	7	20	－	27	5	6	1	12	12	26	1	39
立憲民主党	3	(注1) 11	1	(注1) 15	1	4	2	7	4	15	3	22
国民民主党	9	1	－	10	4	3	－	7	13	4	－	17
参政党	7	－	－	7	6	1	－	7	13	1	－	14
公明党	1	3	－	4	3	1	－	4	4	4	－	8
日本維新の会	3	－	－	3	2	2	－	4	5	2	－	7
日本共産党	－	1	－	1	1	1	－	2	1	2	－	3
れいわ新選組	－	－	－	0	2	1	－	3	2	1	－	3
日本保守党	－	－	－	0	2	－	－	2	2	－	－	2
社会民主党	－	－	－	0	1	－	－	1	1	－	－	1
チームみらい	－	－	－	0	1	－	－	1	1	－	－	1
無所属連合	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
みんなでつくる党	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
日本誠真会	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
日本改革党	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
再生の道	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
ＮＨＫ党	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
諸派	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0
無所属	4	4	－	8	－	－	－	0	4	4	－	8
合計	34	40	1	75	28	19	3	50	62	59	4	125

※　当選者数の降順。同数の場合は、比例の立候補届出順。

（注１）　立憲民主党の選挙区当選者数 15 人のうち１人は、東京都選挙区で通常選挙と合併して行われた補欠選挙の現職当選者であり、当該当選者の任期は令和 10 年（2028 年）７月 25 日である。

ウ　選挙結果の概要（全国）

＜党派別得票数＞

党派名	選挙区	比例代表
自由民主党	14,470,016.925票	12,808,306.775票
立憲民主党	9,119,655.732	7,397,457.498
日本維新の会	3,451,834.000	4,375,927.682
公明党	3,175,790.908	5,210,569.400
国民民主党	7,180,653.202	7,620,492.652
日本共産党	2,831,672.000	2,864,738.498
れいわ新選組	1,881,606.000	3,879,914.253
参政党	9,264,284.000	7,425,053.574
日本保守党	652,266.000	2,982,093.455
社会民主党	302,775.000	1,217,823.169
みんなでつくる党	6,292.000	－
無所属連合	341,436.751	289,222.312
チームみらい	956,674.002	1,517,890.306
日本誠真会	223,067.000	333,263.000
日本改革党	74,274.000	55,232.000
再生の道	128,746.000	524,787.516
ＮＨＫ党	740,740.050	682,626.375
諸派	428,060.000	－
無所属	3,923,802.168	－
合計	59,153,645.738	59,185,398.465

2　執行日程に関する調

凡例
- 法 …… 公職選挙法
- 令 …… 公職選挙法施行令
- 在外規則 …… 在外選挙執行規則
- 実施規程 …… 政見放送及び経歴放送実施規程
- 道規程 …… 北海道選挙執行規程
- 市規程 …… 札幌市選挙事務取扱規程

月日(曜日)	公示期日 前後	公示期日 前後	処理事項 道委員会・選挙(分会)長	処理事項 市委員会	処理事項 区委員会
公示前			◎共通 ・道委員会の開催 ・選挙執行計画の樹立及び事務処理日程表の作成 ・選挙執行予算の編成及び要求 ・選挙実施本部の設置、事務分担の決定 ・選挙事務支所主幹・市区書記長会議開催 ・取締関係機関との打合せ会議開催 ・報道関係機関との打合せ会議開催 ・選挙をきれいにする国民運動北海道本部会議開催 ・きれいな選挙の推進についての共同声明の発表 ・開発局、日本郵便株式会社、ＪＲ、ＮＴＴ、北電等関係機関に対する協力依頼 ・総合振興局長、振興局長、市区町村長に対する協力依頼 ・啓発宣伝計画の樹立 ・選挙公報発行計画の樹立 ・投、開票速報計画の樹立 ・投票用紙、不在者投票用封筒等の調製、印刷 ・在外投票の投票用紙等の交付（令65の18） ・不在者投票施設の指定等（規程16） ◎選挙区 ・日本放送協会及び一般放送事業者との打合せ会議開催（政見放送・経歴放送関係） ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数の決定及び告示（実施規程２） ・選挙人名簿（選挙時登録）登録基準日、登録日の決定及び告示並びに市区町村選挙管理委員会への通知（法22②、令14②） ・立候補予定者、政党等説明会の開催 ・候補者交付物件、諸証明書類の調製及び配布 ・ポスター掲示場掲示区画数の決定及び通知（道規程50①） ・ポスター掲示場減少協議（法144の2②ただし書、道規程48①） ・ポスター掲示場設置に関する関係機関に対する協力依頼 ・立候補届出事前審査	◎共通 ・委員会の開催 ・選挙執行計画の樹立及び事務処理日程表の作成 ・選挙執行予算の編成、要求及び配当・配分 ・選挙執行体制の確立 ・関係機関に対する協力依頼 ・投・開票事務従事者の依頼 ・啓発宣伝計画の樹立 ・選挙備品の調達、区への配分 ・投、開票速報計画の樹立 ・各選挙事務処理要領の作成 ・各選挙事務関係書類、物品の作成 ・各選挙事務担当者会議の開催（５月中～下旬予定） ・選挙人情報管理システムの稼働テスト、環境設定 ・投・開票速報システム運用テスト及び操作研修 ・ポスター掲示場設置に関する関係機関に対する協力依頼 ・候補者等氏名及び後援団体名称を表示する政治活動用ポスター掲示制限期間の通知（法143⑯⑲） (1/28：任期満了6月前～) ・在外投票の投票用紙等の請求及び受領並びに区への交付（令65の18）	◎共通 ・委員会の開催 ・選挙執行計画の樹立及び事務処理日程表の作成 ・選挙執行予算の執行計画の樹立 ・関係機関に対する協力依頼 ・啓発宣伝計画の樹立 ・投票・期日前投票・開票施設の借上依頼 ・不在者投票管理者（指定施設）事務説明会の開催 ・投票管理者、書記会議の開催 ・投・開票事務従事者の依頼、従事箇所の決定、選任及び通知 ・期日前投票事務従事者等の決定、選任及び通知 ・投票立会人の人選と選任及び通知（法38①） ・各選挙事務担当者会議の参加（５月中～下旬予定） ・選挙人情報管理システムの機器等設置及び環境設定 ・投・開票速報システム運用テスト及び操作研修 ・不在者投票申請受付開始 ・郵便等投票証明書交付申請書受付及び同証明書の交付 ・郵便等による不在者投票用紙及び封筒の請求受付開始 ・投票箱、投票記載台その他選挙備品等の運搬回収計画の樹立 ・繰上投票期日の申出（法56、市規程47①） ・投票所開閉時刻の特例の届出（法40、道規程11、市規程26） ・在外投票の投票用紙等の請求及び受領（令65の18） ・在外投票（郵便等）の投票用紙等の発送開始（令65の11②、在外規則23） (5/29：任期満了60日前～) ・選挙人名簿抄本送致計画の樹立 ◎選挙区 ・ポスター掲示場設置場所の選定、見取図、一覧表の作成 ・ポスター掲示場減少協議（法144の2②ただし書、道規程48①） ・ポスター掲示場の設置（業者発注）
6月16日(月) 〈 6月19日(木)	前17 〉 前14	前34 〉 前31			
6月20日(金)	前13	前30		◎共通 ・データ現在日	◎共通 ・データ現在日 ・**選挙人名簿登録者の登録の移替え延期期間の決定及び告示**（令17ただし書、市規程13 延期期間：6/21～選挙期日）

月日(曜日)	公示前後	期日前後	処理事項		
			道委員会・選挙（分会）長	市委員会	区委員会
6月21日(土)	前 12	前 29		◎共通 ・データ現在日における選挙人名簿関連データのシステムへの取込み及びシステムの稼働開始 ・投票所案内はがき、選挙人名簿抄本のアウトソーシング業者へのデータ渡し	◎共通 ・データ現在日における選挙人名簿関連データのシステムへの取込み及びシステムの稼働開始 ・二重登録者照会文書発送準備 （翌日（6/22）までに発送） ・選挙人名簿登録者の登録の移替え延期開始
6月22日(日)	前 11	前 28			◎共通 ・郵便等による不在者投票用紙及び封筒の請求書送付の準備
6月23日(月)	前 10	前 27	◎共通 ・投票用紙等の交付 ※参考　R4参議：6月14日		◎共通 ・投票用紙等の受領 ※参考　R4参議：6月14日 ◎選挙区 ポスター掲示場案内図等の市への提出
6月26日(木)	前 7	前 24		◎共通 ・報道関係機関説明会の開催 ◎選挙区 ・ポスター掲示場案内図等の候補予定者への配布	
6月27日(金)	前 6	前 23			◎共通 ・投票所案内はがき納品
6月28日(土)	前 5	前 22			◎共通 ・選挙人名簿抄本納品
6月29日(日)	前 4	前 21			◎共通 ・特定国外派遣組織の不在者投票用紙等の発送開始 （令59の5の4⑦、市規程49の2） ・投票所案内はがきの発送 （既登録者分・転出者分）
6月30日(月)	前 3	前 20			◎選挙区 ・ポスター掲示場設置完了（業者）
7月1日(火)	前 2	前 19			
7月2日(水)	前 1	前 18			◎共通 ・選挙時登録基準日 ・選挙時登録日（法22③） ・選挙人名簿登録者数の報告 （令22①、道規程6、市規程20） ・不在者投票用紙等の発送開始 （令53①、59の4④、市規程49の2） ・在外選挙人の不在者投票用紙等の発送開始 （令65の13による読替令53①、市規程54の3） ◎選挙区 ・**ポスター掲示場設置場所の告示** （法144の2④、市規程117）

月日(曜日)	公示 前	公示 後	期日 前	期日 後	処理事項 道委員会・選挙（分会）長	処理事項 市委員会	処理事項 区委員会
					参議（選挙区・比例代表） 選挙期日公示		
7月3日(木)	0		前 17		◎共通 ・選挙期日の公示通知 ・繰上投票期日の告示及び通知（法56、令46①） ・選挙長、選挙分会長及び職務代理者の選任及び告示（法75、令80①、81） ・選挙長及び選挙分会長の職務を行う場所の告示 ・選挙会及び選挙分会の場所及び日時の告示（法78） ・選挙会及び選挙分会参観人数制限の告示（法82、道規程22） ・選挙立会人及び選挙分会立会人の届出受付開始（法76、準用法62、令82、準用令69） ・投票所開閉時刻の繰上繰下の届出受理（法40、道規程11） ・選挙立会人及び選挙分会立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示（法76、準用法62⑥） ・選挙事務所の設置及び異動届出受付開始（法130②、令108、道規程29） ・選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う場所及び日時の告示（法169⑤、道規程75） ・政談演説会の開催申出の受付（法201の11②、令129の5①） ・政談演説会告知用立札等証紙交付（法201の11⑧、道規程112） ◎選挙区 ・立候補届出受付、届出期限（法86の4） ・立候補辞退届出期限（法86の4⑩） ・立候補届出の告示、報告及び通知（法86の４⑪、令92⑨、準用令92②、道規程25） ・選挙運動用自動車の使用の公営に関する届出受付開始（法141⑦、令109の4①） ・選挙運動用通常葉書の作成の公営に関する届出受付開始（法142⑩、令109の7①） ・選挙運動用ビラの届出（法142①Ⅱ、道規程41） ・選挙運動用ビラの作成の公営に関する届出受付開始（法142⑩、令109の8、準用令109の7） ・選挙事務所の立札等の作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の2） ・個人演説会場等の立札等の作成の公営に関する届出受付開始（法164の2⑥、令125の3、準用令110の2） ・自動車等に取り付ける立札等の作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の3、準用令110の2） ・選挙運動用ポスターの作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の４①） ・ポスター掲示場にポスターを掲示できる日の告示（法144の２⑤） ・選挙公報掲載申請受付（法168①、道規程68） ・出納責任者の選任、異動及び職務代行届出受付開始（法180、182、183、道規程94） ・選挙運動費用制限額の告示（法196、194） ・報酬を支給することができる選挙運動に従事する者の届出受付開始（法197の２、令129、道規程98）	◎共通 ・候補者氏名等の区委員会に対する通知（令92⑧・⑨、準用令92②） ・投票所に掲示する名簿届出政党名等及び候補者氏名等の掲示表（ブース用）の作成（業者発注） ◎比例代表 ・投票所、期日前投票所及び不在者投票記載所に掲示する名簿届出政党名等の掲示表（大判）の作成（業者発注）	◎共通 ・選挙人名簿の閲覧中止（法28の2、3） ・**投票所の告示**（法41、市規程27） ・**期日前投票所の告示**（法48の2③、読替準用41、市規程48の7） ・**在外選挙人の投票を行わせる期日前投票所の指定告示**（法49の2、読替適用48の2①、令65の13③） ・**投票管理者及び職務代理者の選任告示**（法37、令24、25、市規程22） ・投票所案内はがきの発送（選挙時登録該当者分） ・**期日前投票所投票管理者及び職務代理者の選任告示**（令49の7、読替適用25、市規程48の2） ・**投票所開閉時刻の繰上繰下の告示**、通知及び届出（法40、道規程11、市規程26） ・**期日前投票所開閉時刻の繰上繰下の告示及び通知**（法48の2⑥、読替準用40、市規程48の6） ・**不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示**（法270の2①、市規程53②） ・**開票の場所及び日時の告示**（法64、市規程61） ・**開票管理者及び職務代理者の選任告示**（法61②、令67、68、市規程55） ・**開票参観人数の制限告示**（法69、市規程66） ・**開票立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示**（法62⑥、市規程56①） ・期日前投票所投票立会人の選任通知（法48の2、読替法38①） ・開票立会人の届出受付開始（～選挙期日前３日）（法62①、令69） ・選挙事務所の設置、異動届受付開始（法130、令108、道規程29、市規程102） ・期日前投票所等に掲示する名簿届出政党名等及び候補者氏名等の掲示表作成 ・個人演説会開催（公営施設使用）申出受付開始（法163、令112、道規程62、市規程126） ・候補者氏名等及び名簿届出政党等の名称等の投・開票管理者に対する通知（令92⑨、準用令92②、⑤） ・期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置完了 ◎選挙区 ・**投票記載所等における氏名等掲示の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時の告示**（法175③、市規程145） ・投票記載所等における氏名等掲示の掲載順序決定のくじ及び結果通知（法175③⑤）

月日(曜日)	公示 前	公示 後	期日 前	期日 後	処理事項 道委員会・選挙（分会）長	処理事項 市委員会	処理事項 区委員会
7月3日(木)	0		前 17		・報酬を支給することができる選挙運動に従事する者の届出受付開始（法197の２、令129、道規程98） ・推薦団体の確認申請の受付並びに確認書の交付及び通知（法201の４、令129の２、道規程99） ・政見放送申込期限（実施規程5④） ・政見放送の放送順序決定のくじを行う場所及び日時の告示（実施規程14、道規程60） ・政見放送の放送順序決定のくじ及び通知（実施規程14） ◎比例代表 ・投票記載所等における名簿届出政党名等掲示の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時の公表（法175③⑤、道規程87③） ・投票記載所等における名簿届出政党名等掲示の掲載順序決定のくじ及び結果通知（法175③⑤、道規程87） 【中央選挙管理会】 ◎比例代表 ・立候補届出受付・届出期限（法86の３） ・選挙公報掲載申請受付開始（法168③） ・選挙運動用ビラの届出（法142①Ⅰの２） ・選挙運動用自動車の使用の公営に関する届出受付開始（法141⑦、令109の4①） ・選挙運動用通常葉書の作成の公営に関する届出受付開始（法142⑩、令109の7①） ・選挙運動用ビラの作成の公営に関する届出受付開始（法142⑩、令109の8、準用令109の7） ・選挙事務所の立札等の作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の2） ・自動車等に取り付ける立札等の作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の3、準用令110の2） ・選挙運動用ポスターの作成の公営に関する届出受付開始（法143⑭、令110の４①） ・出納責任者の選任、異動及び職務代行届出受付開始（法180、182、183） ・選挙運動費用制限額の告示（法196、194） ・報酬を支給することができる選挙運動に従事する者の届出受付開始（法197の２、令129③・④・⑦～⑨） ・政見放送申込期限（実施規程5④）		
7月4日(金)	後 1		前 16		◎選挙区 ・選挙公報掲載申請期限（法168①） ・選挙公報掲載文掲載順序決定のくじ（法169⑥、道規程75） ◎比例代表 ・名簿届出政党等の名称等の通知（令92⑨、準用令92⑥） 【中央選挙管理会】 ◎比例代表 ・選挙公報掲載申請期限（法168③）	◎比例代表 ・名簿届出政党等の名称等の区委員会に対する通知（令92⑨準用令92②）	◎共通 ・期日前投票所、不在者投票記載所に掲示する名簿届出政党名等及び候補者氏名等の掲示開始（法175②） ・期日前投票、不在者投票開始（法48の2、49、令4章の3、5章） ・在外投票（在外公館・郵便等）開始（法49の2①、令5章の2） ・在外選挙人の期日前投票及び不在者投票開始（法49の2④、令5章の2） ・名簿届出政党等の名称等の投・開票管理者に対する通知（令92⑨準用令92②）
7月5日（土）	後 2		前 15				◎共通 ・個人演説会等（公営施設使用）開始（法163）
7月6日（日）	後 3		前 14				

月日(曜日)	公示期日		処理事項		
	前後	前後	道委員会・選挙（分会）長	市委員会	区委員会
7月7日（月）	後 4	前 13	◎比例代表 ・選挙公報掲載文掲載順序決定のくじ（法169⑤、道規程84②）		
7月8日（火）	後 5	前 12	◎共通 ・選挙公報作成完了（日程変更の可能性あり）		◎共通 ・選挙公報受領・配布開始（日程変更の可能性あり）
7月9日（水）	後 6	前 11			
7月10日（木）	後 7	前 10	【中央選挙管理会】 ◎比例代表 ・補充立候補届出期限（法86の3②、準用法86の2⑨） ・名簿取下期限（法86の3②、準用法86の2⑩）		
7月11日（金）	後 8	前 9		◎共通 ・投・開票速報リハーサル（市）（～7/12） ・投・開票速報室設営等完了	◎共通 ・投・開票速報リハーサル（市）（～7/12）
7月12日（土）	後 9	前 8			
7月13日（日）	後 10	前 7			
7月14日（月）	後 11	前 6		◎共通 ・投・開票速報リハーサル（報道機関）	◎共通 ・在外投票（在外公館）最終日（法49の2①、令5章の2）
7月15日（火）	後 12	前 5		◎共通 ・投・開票速報リハーサル（報道機関）	◎共通 ・**投票所告示期限**（法41①）
7月16日（水）	後 13	前 4			◎共通 ・郵便等による不在者投票用紙及び封筒の請求期限（令59の4①） ・在外投票（郵便等）の投票用紙及び封筒の請求期限（法49の2①、令65の11①）
7月17日（木）	後 14	前 3	◎共通 ・選挙立会人及び選挙分会立会人届出期限（法76、準用法62、令82、準用令69） ・選挙立会人及び選挙分会立会人の決定のくじ及び通知（法76、準用法62） ◎選挙区 ・補充立候補届出期限（法86の4⑤） ・補充立候補辞退届出期限（法86の4⑩）	◎共通 ・投票の効力判定会議	◎共通 ・投票立会人の選任及び本人通知期限（法38①、市規程23） ・投票立会人の氏名等の投票管理者への通知（令27） ・開票立会人届出期限（法62①） ・開票立会人決定のくじ及び通知（法62②・④、令70の2、市規程59） ・第２期日前投票所の期日前投票開始 ・特定国外派遣組織の長の不在者投票用紙及び封筒の請求期限（令59の5の4⑤） ・投票の効力判定会議
7月18日（金）	後 15	前 2	◎共通 ・投・開票速報リハーサル（道） ・繰上投票結果の速報受理	◎共通 ・投・開票速報リハーサル（道）	◎共通 ・選挙人名簿抄本（受付用）の出力 ・選挙公報世帯配布期限（法170①）
7月19日（土）	後 16	前 1	◎共通 ・選挙運動最終日（法129、201の４） ・確認団体の政治活動最終日（法201の６）	◎共通 ・選挙運動最終日（法129、201の4） ・確認団体の政治活動最終日（法201の６）	◎共通 ・選挙運動最終日（法129、201の4） ・確認団体の政治活動最終日（法201の６） ・期日前投票最終日（法48の2、令4章の3） ・不在者投票最終日（法49、令5章） ・在外選挙人期日前投票最終日（令65の13準用令4章4） ・在外選挙人不在者投票最終日（令65の13準用令5章） ・投票所設営完了 ・投票記載所候補者氏名等掲示完了 ・投票管理者に対する投票用紙、選挙人名簿抄本（受付用）、投票箱鍵、資金前渡金その他物件の交付 ・選挙人名簿抄本（対照用）の出力、投票所への送致準備 ・期日前投票所の投票箱等の受領

月日(曜日)	公示前後	期日前後	処理事項		
			道委員会・選挙（分会）長	市委員会	区委員会
			選挙期日（投・開票日）		
7月20日（日）	後 17	0	◎共通 ・投票結果速報の受理 ・開票結果速報の受理	◎共通 ・投票結果速報の受理、報告 ・開票結果速報の受理、報告	◎共通 ・委員会の開催 ・選挙人名簿抄本（対照用）の投票所への送致 ・期日前投票所の投票箱等の開票管理者への送致 ・投票済不在者投票封筒の指定投票区への送致 ・投票結果速報の報告（中間、確定） ・開票所設営完了 ・開票結果速報の報告（中間、確定）
7月21日（月）	後 18	後 1	◎共通 ・開票結果報告書の受理開始	◎共通 ・開票結果報告書の受理及び集計表の作成 ・開票結果報告書及び集計表の提出	◎共通 ・開票結果報告（法66③、令74） ・投・開票所の機材撤収 ・在外選挙人名簿登録再開（法30の6③） ・ポスター掲示場撤去開始（業者）
7月22日（火）	後 19	後 2	◎共通 ・開票結果報告書の受理終了		◎共通 ・期日前、不在者投票各集計の出力 ・期日前、不在者投票の各投票区別集計による各投票区別再集計
7月23日（水）	後 20	後 3	◎共通 ・道委員会の開催 ◎選挙区 ・選挙会の開催（法80①） ・選挙会結果報告（法101の3①） ◎比例代表 ・選挙分会の開催（法80①） ・選挙分会結果報告（法81④、準用令81①）		
7月24日（木）	後 21	後 4	◎選挙区 ・当選人の告知及び告示（法101の3②） ・当選証書付与（法105） ・当選人の報告（法108）		
7月25日（金）	後 22	後 5			
7月26日（土）	後 23	後 6			
7月27日（日）	後 24	後 7			◎選挙区 ・ポスター掲示場撤去完了（業者）
7月28日（月）〜	後 25〜	後 8〜			◎共通 ・選挙人名簿閲覧再開（法28の2、3、法270①） ・在外選挙人名簿閲覧再開（法30の12、準用法28の2、3） ・関係機関に対する礼状発送
8月4日（月）	後 32	後 15	◎選挙区 ・選挙運動費用収支報告書提出期限（法189）		
8月5日（火）〜	後 33〜	後 16〜	◎選挙区 ・選挙及び当選の効力確定後供託書正本の返還及び供託物の没収（法93、令93）		

3　啓発宣伝の実施に関する調

	種類	内容・場所など	実施期間
1	街頭啓発	明推協委員、選管委員、事務局職員が参加し、投票日の周知や投票の呼びかけを実施 ※場所は、さっぽろ地下街オーロラタウン小鳥の広場	7/13
2	啓発物品の作成	ポケットティッシュ、缶バッジを作成 街頭啓発や区役所窓口、市役所食堂・売店等で配布を実施	7/3～7/20
3	ホームページへの掲載	市選管ホームページにおいて、投票日・期日前・不在者投票の周知、投票の呼びかけを行うページの公開	7/3～7/20
4	SNSの活用	市選管X（旧Twitter）、広報課所管のSNS（市公式X（旧Twitter）、LINEなど）を活用し、投票の呼びかけを実施	7/3～7/20
5	小学校・高校への啓発チラシの送付	小学校６年生向けに「親子連れ投票」に係る内容のチラシを、高校３年生向けに「投票所での投票方法や選挙運動」に係る内容のチラシをそれぞれ作成し、市内各小学校、高校に送付	7/8発送
6	住所異動者へのチラシの配布	住所異動者に対して、区戸籍住民課等を通じてチラシを配布し、投票日や投票要件を周知	7/3～7/18
7	横断幕等の掲出	市役所本庁舎玄関前、各区役所等において横断幕、懸垂幕、看板等の掲示	7/3～7/20
8	ポスターの掲示	市役所本庁舎、各区役所、市関係施設、商業施設等に総務省・道選管作成のポスターの掲示を依頼し、投票日等を周知	7/3～7/20
9	音声媒体を活用した啓発	市内中心部の街頭宣伝放送や、市内バスターミナル（宮の沢、大谷地、福住）での音声広告を活用し、投票日等の周知・投票参加の呼びかけを実施	7/3～7/20
10	市内商業施設等での店内放送	市内商業施設に投票日等を周知する内容の店内放送の協力を依頼	7/3～7/20
11	区所管ラジオでの啓発放送（区選管）	区が所管するラジオ番組において、投票日等を周知	7/3～7/20
12	広報課所管ビジョン	広報課所管ビジョンにて投票日を周知	7/3～7/20
13	地上デジタルテレビデータ放送の配信	地上デジタルテレビのデータ放送にて、投票日等の情報を掲載	7/3～7/20
14	庁舎内モニター表示	本庁舎エレベーター横モニターや各区戸籍住民課窓口モニターで投票日等の周知	7/3～7/18
15	庁内放送	本庁舎、各区役所におけるアナウンスにて、投票日の周知及び投票の呼びかけ	7/3～7/18

（ポスター掲示場）

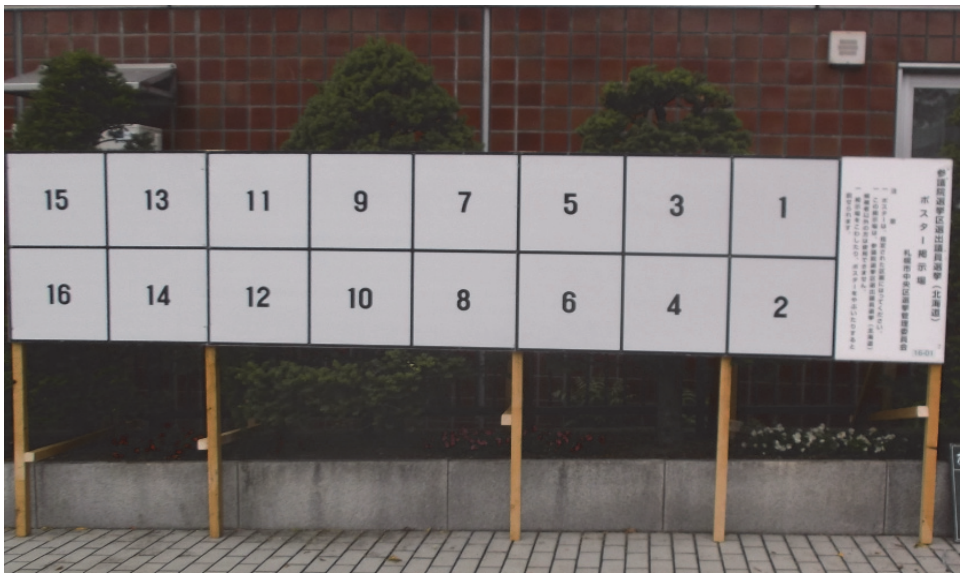

（投票所案内ハガキ）

≪期日前投票のお知らせ≫

投票日当日に、仕事・レジャーなどで投票できない方は
下記の期日前投票をご利用ください。
★右欄【期日前投票宣誓書】に記入のうえ「はがき」を
ご持参ください。
★投票できる期間と時間は、次のとおりです。

・期　間　7月4日(金)～7月19日(土)
・時　間　午前８時３０分～午後８時
・場　所　札幌市●●区役所●階　●●
札幌市●●区●条●丁目　●番地

【第2期日前投票所】

・期　間　7月17日(木)～7月19日(土)
・時　間　午前１０時～午後８時
・場　所　札幌市●●区役所●階　●●
札幌市●●区●条●丁目　●番地

期　日　前　投　票　宣　誓　書
（参議院選挙区選出議員選挙　参議院比例代表選出議員選挙）

私は、選挙の当日、下記事由のいずれかに該当する見込み
なので、以下の記載が真実であることを誓います。

・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
・用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
・疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難
・住所移転のため、本区以外に居住
・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和７年　月　日

フリガナ	
氏　名	
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日
現住所	※表面住所と同じ場合は記入の必要はありません。

◆期日前投票をする日に18歳になっていない方は、表面記載の区の選挙管理委員会で不在者投票により投票することになります。
◆「はがき」に記載のない期日前投票所（他区の期日前投票所など）では投票できません。
◆「はがき」がなくても投票できます。

（札幌市役所庁舎横断幕）

（街頭啓発）

（街頭啓発）

（啓発物品）